

建設塗装技能者能力評価基準

令和2年3月25日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、建設塗装技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本塗装工業会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、建設塗装技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、建設塗装技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③建設塗装技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する建設塗装技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、建設塗装工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の

- ・大分類「塗装工」（12）小分類「塗装工」（01）・「吹付塗装工」（03）
- ・大分類「橋りょう塗装工」（23）小分類「橋りょう塗装工」（01）
- ・大分類「左官」（35）小分類「吹付工」（02）
- ・大分類「防水工」（38）小分類「塗膜防水工」（02）・「シーリング防水工」（05）・「ウレタン防水工」（06）
- ・大分類「ダクト工」（46）小分類「塗装工（空気調和設備）」（03）
- ・大分類「保温工」（47）小分類「耐火被覆工」（07）

とする。

なお、下記の技能職種については、建設塗装工事に従事する場合に限り能力評価基準の対象とする。

- ・大分類「左官」（35）小分類「外壁仕上工」（03）

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「建設塗装技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

塗料・塗装についての基礎知識を有するとともに、塗装の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら基本的な作業ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

塗料・塗装及び塗装工程についての一般的な知識を有するとともに、作業手順に沿って、正確な塗装作業ができる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

塗料・塗装及び塗装工程についての詳細な知識を有するとともに、他の技能者に対して塗装作業を指示するなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録建設塗装基幹技能者等）

塗装全般に関する豊富な知識と高度な技能を持ち、現場の総合的な管理や工法・技術等について元請管理者と協議できる。また他の職種との調整を行うことができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち

- ・大分類「塗装工」小分類「塗装工」・「吹付塗装工」
- ・大分類「橋りょう塗装工」小分類「橋りょう塗装工」
- ・大分類「左官」小分類「吹付工」
- ・大分類「防水工」小分類「塗膜防水工」・「シーリング防水工」・「ウレタン防水工」
- ・大分類「ダクト工」小分類「塗装工（空気調和設備）」
- ・大分類「保温工」小分類「耐火被覆工」

に従事した就業日数を評価する。

※なお、下記の技能職種については、建設塗装工事に従事する場合に限り対象とする。

- ・大分類「左官」小分類「外壁仕上工」

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

(1) レベル4の基準

【考え方】

就業日数については、登録建設塗装基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。

保有資格については、登録建設塗装基幹技能者のほか、現場を管理監督できる1級施工管理技士や建築仕上げ改修施工管理技術者、または優秀な塗装の技能・技術に対する表彰制度とする。

職長・班長としての就業日数については、登録建設塗装基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日(10年)以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録建設塗装基幹技能者(講習修了証の期限が切れている場合は除く)
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・1級建築施工管理技士
- ・1級土木施工管理技士
- ・建築仕上げ改修施工管理技術者
- ・卓越した技能者(現代の名工)

イ) (2)の②及び(3)の②に定める資格(レベル3及びレベル2の基準となっている資格)を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数については、登録建設塗装基幹技能者講習の受講要件が10年以上の実務経験とされており、その一段階下のレベルであることと、職長として従事できるまでの実務経験年数を踏まえ設定する。

保有資格については、1級塗装技能士または2級施工管理技士とし、職長等とし

て従事するうえで必要となる教育も設定する。

職長・班長としての就業日数については、登録建設塗装基幹技能者講習の受講要件が3年以上とされており、その一段階下のレベルであることと、現場において一定のマネジメント能力を有していることを確認できる期間として設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育に加え、以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 1級建築塗装作業技能士
- ・ 1級鋼橋塗装作業技能士
- ・ 2級建築施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士

イ) (3)の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

(3) レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、レベル3の基準として設定した就業日数が1,505日（7年）以上であり、その一段階下のレベルであることと、中堅技能者として従事できるまでの実務経験年数を踏まえ設定する。

保有資格については、中堅技能者として求められる資格を設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 2級建築塗装作業技能士
- ・ 2級鋼橋塗装作業技能士

- ・ 甲種危険物取扱者
- ・ 乙種危険物取扱者
- ・ 有機溶剤作業主任者技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 酸素欠乏危険作業主任者技能講習（旧名称：第一種酸素欠乏危険作業主任者）
- ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（旧名称：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- ・ 特定化学物質等作業主任者技能講習
- ・ 鉛作業主任者技能講習
- ・ 四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- ・ 石綿作業主任者技能講習

（４）レベル１の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル２から４までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、建設塗装技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

建設塗装技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録建設塗装基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル４の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】 レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建設塗装基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ●1級建築施工管理技士 ●1級土木施工管理技士 ●建築仕上げ改修施工管理技術者 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築塗装作業技能士 ●1級鋼橋塗装作業技能士 ●2級建築施工管理技士 ●2級土木施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●2級建築塗装作業技能士 ●2級鋼橋塗装作業技能士 ●甲種危険物取扱者 ●乙種危険物取扱者 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 	

		<ul style="list-style-type: none"> ● 特定化学物質等作業主任者技能講習 ● 鉛作業主任者技能講習 ● 四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ● 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ● 石綿作業主任者技能講習 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可。